

介護保険住宅改修制度について

臼杵市 高齢者支援課

介護保険制度における住宅改修

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取り付ける等の住宅改修を行うときは、事前協議を行った後、申請書に必要書類を添えて市へ申請する。

工事完成後、領収書や工事後の写真を提出することにより、実際の住宅改修費の介護報酬相当額が被保険者に償還払いで支給される。

2 住宅改修の種類

- (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額 20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10.8.24))

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人の資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改築の自由度の低い貸家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとせざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から住宅介護住宅改修の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

住宅改修申請の手続き

- ① 住宅改修の事前相談
- ② 住宅改修支給申請（事前申請）
- ③ 工事
- ④ 住宅改修支給申請（事後申請）

① 住宅改修の事前相談

介護支援専門員（ケアマネジャー）に住宅改修について相談し、施工業者を選択する。

※入院中等で病院や施設に入所されている場合は、退院・退所の目途が立ってから申請をすること。住宅改修後に在宅に戻れない場合は住宅改修費の支給は出来ない。

住宅改修の申請には「住宅改修が必要な理由書」が必要。

理由書を作成することができる者は、

- ・介護支援専門員・介護予防支援事業所の担当職員・理学療法士又は作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター（2級以上）

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われる場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出すること。（平成12年3月8日 老企第42号）

② 住宅改修支給申請（事前申請）

事前申請に必要な書類

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給兼施工承認（変更）申請書
- (2) 住宅改修が必要な理由書（1、2） (3) 見積書 (4) 家屋全体の平面図
- (5) 住宅改修予定箇所の状態が確認できるもの（写真等）
- (6) 住宅改修の承諾書（住宅の所有者が申請者又は配偶者以外の場合）

通常は償還（申請者へ保険給付分）払いが支給されるが、以下の条件を満たす方は受領委任（事業者へ直接）払いが出来る。



- ・被保険者証に給付額減額等の記載を受けていないこと。
- ・住宅改修費を受領する権限について、事業者に委任していること。



- ・住宅改修受領委任払取扱事業者として市に登録をしていること。
- ・受領委任払いを中止する通知を受けていないこと。

※事前申請の審査結果は支給決定ではない。支給決定は④事後申請の審査後となるので留意すること。

③ 工事

事前申請の審査結果を受けて、住宅改修事業者へ着工を依頼すること。

事前審査結果の前に着工した場合は、介護保険から住宅改修費は支給されない。

介護保険制度で求められる住宅改修とは？

対象者の疾病の原因や種類、進行状況を理解し、対象者の生活環境の改善に大きく繋がっていくことが、介護保険制度における住宅改修に求められることである。

住宅改修を行う場合は、対象者の生活動線、動作手順、習慣、本人の癖等を考慮して、関係者が、対象者やその家族が問題としている生活動作について一緒に着目し理解することが重要である。

※住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修についても制約を受ける賃貸住宅等も考慮して、手すりの取付け、段差の解消等比較的小規模なものとなっている。

(平成12年3月8日 老企第42号)

③ 工事 「手すりの取付け」（住宅改修告示第一号）

「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。（対象者の生活動作がわかるように、例えば、手すりの高さにスケールを当てて写真を撮る。）

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、賃貸告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

付帯工事として、手すりの取付けのための壁の下地補強が認められている。（住宅改修告示第六号）

手すりの取付けの傾向として、要支援1から要介護3までの方の取付け工事が多くみられる。

利用者や家族の希望に沿うことは大切だが、それだと部分的な改修になりがちなので、生活のあらゆる場面を想定し、どんなリスクが潜んでいるか見極めよう留意すること。

③ 工事 「段差の解消」（住宅改修告示第二号）

「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差又は傾斜を解消するための通路等の段差又は傾斜を改修するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、浴槽の取り替え等が想定されるものである。

（工事前後でどのくらいの段差が解消されたか、スケールを当てて写真を撮る。）

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

付帯工事として、浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事が認められている。（住宅改修告示第六号）

③ 工事 「段差の解消」（住宅改修告示第二号）

〔一般的な施工方法〕

敷居撤去、スロープ設置といった工事が想定されている。

〔狭い部屋等での施工方法〕

トイレや浴室のように狭い部屋では、かさ上げといった施工方法で段差解消をする。

※居間のように広い部屋で「かさ上げ」を行う場合は、過剰工事になる可能性があります。この場合は、他の段差解消の方法を検討した結果、最終手段として「かさ上げ」の施工方法を**選択した理由**を、理由書の「**その他の動作（行為）**」の欄等に記載すること。

段差解消の傾向として、要介護4、5と重度になると段差の解消と引き戸に関する改修が多くみられる。

（介護者が、対象者を車イス等で移動する際の問題が出てくるため。）

③ 工事 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」（住宅改修告示第三号）

「滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

付帯工事として、床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備が認められている。（住宅改修告示第六号）

③ 工事 「引き戸等への扉の取替え」（住宅改修告示第四号）

「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折り戸、アコードィオンカーテン等に取り換えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分は保険給付の対象にはならない。

付帯工事として、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事が認められている。（住宅改修告示第六号）

③ 工事 「洋式便器等への便器の取替え」（住宅改修告示第五号）

「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合及び既存の便器の位置や向きの変更が一般的に想定されている。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除く。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれない。

付帯工事として、便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものと除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更が認められている。（住宅改修告示第六号）

④ 住宅改修支給申請（事後申請）

事後申請に必要な書類

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給兼施工承認（変更）申請書
- (2) 住宅改修が必要な理由書（1、2） (3) 見積書 (4) 家屋全体の平面図
- (5) 住宅改修後の状態が確認できるもの（写真等）
- (6) 住宅改修の承諾書（住宅の所有者が申請者又は配偶者以外の場合）
- (7) 領収証

※(1)、(3)、(4)、(6)については、事前申請時に提出し、市が保管しているため再度提出する必要はない。

写真は本人の顔がわからないように改修箇所と一緒に取る。例えば、手すりを使っているところの後ろ姿等。

申請書及び書類の留意点

申請書

「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行った工事種別（種類告示の第1号から第5号までの別）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載すること。なお、見積書等においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

見積書

見積書は、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。

予定の状態が確認できるもの (写真、平面図など)

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの写真とする。
着工していないことを確認する必要があるため、原則として撮影日がわかるものとする。

改修場所全体が見える、鮮明な写真を提出すること。（ぼやけたり、暗くて見えないことがないように）

「段差解消」については、工事前と工事后で何センチの段差を解消したのかがわかるように、スケール等を当てて全体がわかるように写真撮影すること。

申請書及び書類の留意点

領 収 証

領収証の宛名は、原則申請者本人となる。
金額は、施工承認通知書の「申請者自己負担額」と同額になること。

完成後の状態が確認できるもの
(写真、平面図など)

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの写真とする。
改修場所全体が見える、鮮明な写真を提出すること。（ぼやけたり、暗くて見えないことがないように）

「段差解消」については、工事前と工事后で何センチの段差を解消したのかがわかるように、スケール等を当てて全体がわかるように写真撮影すること。

浴室床と浴槽底の「段差解消」については、①浴室床と浴槽縁、②浴槽縁と浴槽底の2か所をスケール等を当てて撮影すること。

工事前と工事后の状態を明確に比較できるようにするため、できるだけ工事前写真と工事后写真の撮影位置及び角度を同じにすること。

踏台を設置した後の写真では、固定状況がはっきりしづらい場合、工事中に写真撮影を行うこと。

記載例

住宅改修が必要な理由書1

〈基本情報〉

利 用 者	被保険者番号	○○○○○○	年齢	○ 歳 生年月日 大正〇年〇月〇日	明治 営業性別 □男 □女		作成者	現地確認日	平成〇年〇月〇日	作成日	平成〇年〇月〇日
	被保険者氏名	○○○○	要介護認定	要支援 (該当に○)	要介護 1・2 経過的・1・2・3・4・5			所属事業所	○○○○○○事業所		
	住所	日暮市大字〇〇△△番地						氏名	○○○○	資格	介護支援専門員
						連絡先	○○-○○○○				

保 險 者	確認日	平成 年 月 日	備 考

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	右大腿骨頸部骨折により人工骨頭置換術後。平成〇〇年△月に脚下で転倒し入院。人工骨頭置換術後、〇月〇日に退院。室内では杖でゆっくりではあるが歩行可能。ただし、見守りが必要。屋外では車いすを使用。	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定
介護状況	骨折前より長男夫婦と同居しており、排泄と入浴の介助については主に長男が行っている。日中は、本人しかいない場合がある。	改修前
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	長男夫婦の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作や家事(調理)なども含め自分でできることはしている。家屋が古く段差が多いため、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。動線を整備することで安全性を確保し、身体的・精神的負担の軽減を図り、生活に溌剌をもたらせ、現状の身体機能を維持改善したい。	改修後

住宅改修が必要な理由書2

(理由書1の「住宅改修により、日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果④改修項目を具体的に記入してください。)

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なの で…で困っている)を記入して下さい	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント (…することで…が期待できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便座への着座・離す等 からの移乗 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他	居室からトイレへの移動は、杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、バランスも不安定で「見守り」が必要。 便座からの立ち上がりの際に、支持するところがないため、介助が必要。	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	階下の移動が一人で「見守り」なしで行えるように、連続した手すり設置をする。手すりの高さについては実際に歩行してもらって決める。一人で便座からの立ち上がりができるように、つかまれるものなど工夫する。
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他	居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。浴室内部では杖は使えず、つかまる場所がないため、転倒する危険性が高い。	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	居室から浴室の動線は「排泄」と同じ。浴室内部での移動の安全を確保するために、移動の経路に手すりを設置。(ただし「見守り」は必要か)。
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 置いす等、家具の着脱 <input type="checkbox"/> 荷物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの 屋外移動 <input type="checkbox"/> その他	上がりかまちに40cmの段差があり、介助がないと昇降できないので、困っている。玄関扉の開閉時につかまるところがないので、動作が不安定。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	上がりかまちに縦手すりと踏み台設置により、上がりかまちの昇降を一人で行えるようにする。玄関扉の内外の壁面に手すりを取り付けることにより、扉の開閉を安定して行えるようにする。
その他の動作行為	調理 台所での移動、姿勢保持	杖で何とか台所へは行けるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難。	<input type="checkbox"/> できなかつたことをできる ようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や 不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	杖なしで長時間の作業が可能のように、重い作業を可能とするため、廊下と台所との床段差を解消する。
モニタリング				
<p>○月○日モニタリング実施。トイレまでの動線に手すりを設置したことで、ふらつくこともなく安全に移動ができるようになった。浴室に手すりを設置したことで、転倒に対する不安も減り、安全に入浴することができるようになった。上がりかまちに手すりと20cmの踏み台を設置したことで、手すりを握しながら一人で昇降できるようになった。廊下と台所の段差を解消したこと、重いすで移動ができるようになり、長時間台所での作業が可能となった。介助なしでできることが増え、意欲向上につながっている。</p>				

記入の仕方

住宅改修が必要な理由書1

〈基本情報〉

利 用 者	被保険者番号	年齢	誕生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	作 成 者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
	被保険者氏名	要介護認定	要支援	要介護						所属事業所					
		(該当に○)	1・2	経過的 1・2・3・4・5						氏名		資格			
住 所											連絡先				
保 険 者	確認日	平成 年 月 日			備 考										
氏 名															

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	<p>たとえば、移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況を記述する。屋内及び屋外での移動方法(自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など)を記述する。</p>	福祉用具の利用状況と住宅改修後の態度																																																									
介護状況	<p>家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●車いす</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●特殊寝台</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●床ずれ防止用具</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●体位変換器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●手すり</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●スローブ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●歩行器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●歩行補助つえ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●認知症老人徘徊感知機</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●移動用リフト</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●腰掛便座</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●特殊尿器</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●入浴補助用具</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●簡易浴槽</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>●その他</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>.</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>.</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>.</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>		改修前	改修後	●車いす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●特殊寝台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●体位変換器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●手すり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●スローブ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●認知症老人徘徊感知機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●腰掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	改修前	改修後																																																									
●車いす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●特殊寝台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●体位変換器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●手すり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●スローブ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●認知症老人徘徊感知機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●腰掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
●その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																									
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	<p>住宅改修によって利用者・家族は、介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか(特に何を希望しているか)また、その効果を記述する。</p>	<p>改修前と改修後、想定される福祉用具の利用状況を確認する。</p>																																																									

住宅改修が必要な理由書2

（理由書1の「住宅改修により、日常生活をどう変えていか」を踏まえて、「改修しようとしている生活動作2・具体的な困難な状況3・改修目的・期待効果4・改修項目」を具体的に記入してください）

樣式例

住宅改修工事費見積書（内訳書）

作成年月日 平成 年 月 日

本

名所元
者
某

87

写真貼付用紙(被保険者用)

被保険者氏名	被保険者番号	No.
施工業者名	対象工事種別	
改修箇所	撮影日	平成 年 月 日
改修前	撮影日	平成 年 月 日

改修後	撮影日	平成 年 月 日
-----	-----	----------

*「写真貼付用紙」の入力欄は、トヨタ車の車両登録用紙にて記載して下さい。

介護保険住宅改修以外の助成について

番号	担当課	事業名	内 容	対象者	助 成	お問合せ先
①	高齢者支援課	高齢者住宅改造費助成事業	高齢者が居宅において安全で自立した生活を送るために必要な風呂、トイレ、玄関、廊下、階段、台所、居室などの住宅設備を改造する費用の一部を助成。	市内に1年以上住んでいる方。住宅改造が必要と認められる、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯および75歳以上の高齢者がいる世帯等	対象工事限度額 600,000円、 自己負担割合 1/3	高齢者支援課 臼杵庁舎1F 15番窓口 内線1153
②	福祉課	障がい者住宅改造費助成事業	障がい者が、安全で自立した生活を送るために必要な住宅改造費用の一部を助成。 (風呂、トイレ、玄関、廊下、階段など)	下記手帳をお持ちの方で、対象者世帯の生計中心者の前年所得金額が200万円未満の場合(ただし、高齢者支援課が実施する①の対象者を除く) ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A1・2(またはA) ・精神障害者保健福祉手帳1級	対象工事限度額 600,000円、 自己負担割合 1/3	福祉課 臼杵庁舎1F 7番窓口 内線1179
③	福祉課	日常生活用具住宅改修費支給事業	重度障害者が居宅において安全で自立した生活を送るために必要な軽微な改修に対して20万円を上限として、9割を支給。 【改修項目】①手すりの取り付け②段差の解消③床材の変更④引き戸への変更⑤洋式便器等への変更	下肢、体幹または運動機能障害で3級以上の身体障がい者手帳保持者	支給限度基準額 200,000円、 自己負担割合 1割	福祉課 臼杵庁舎1F 7番窓口 内線1179

介護保険住宅改修以外の助成について

番号	担当課	事業名	内 容	対象者	助 成	お問合せ先
④	都市デザイン課	高齢者バリアフリー型、三世代同居支援型	<p>【助成条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗など併用住宅の場合、住居面積が50%以上であること。 ・昭和56年5月31日以前に建てられた住宅の場合、県の定める基準の耐震水準を満たしていること。 	65歳以上の高齢者がいる世帯の居住住宅。高齢者用に行う改修で30万円以上の工事（段差解消や手すり設置など）	補助限度額 300,000円 補助対象工事の20%を補助する。	都市デザイン課 臼杵庁舎東棟 1F 内線1321
⑤	都市デザイン課	耐震診断費用の助成	耐震診断費用の助成	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅に対して、木造住宅耐震診断士が行う耐震診断（一般診断法／精密診断法）	補助限度額 30,000円 補助対象経費の2/3以内の額	都市デザイン課 臼杵庁舎東棟 1F 内線1321
⑥	都市デザイン課	耐震改修費用の助成	耐震改修費用の助成	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、耐震診断の評点が1.0未満の住宅	補助限度額 800,000円 補助対象経費の2/3以内の額	都市デザイン課 臼杵庁舎東棟 1F 内線1321
⑥	総務課	家具転倒防止対策補助事業	転倒防止器具の購入や取り付けに対して補助金を交付。	市内に住民票を持ち、かつ現に居住しており、地震災害に備えた当該器具の取付けを行う世帯。65歳以上のみで世帯。市税を滞納している世帯員がいないこと。等	補助限度額 10,000円、 自己負担割合 1/3	総務課 臼杵庁舎2F 内線2131